

マージン率等の情報提供について

事業所名 株式会社エフピーティー
所在地 福島県いわき市鹿島町久保3丁目1-21
鹿島アネックスビル203号
許可番号 派07-300279

※ 労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間：令和7年度(2025年4月1日～2026年3月31日)

① 派遣労働者の数

5人

② 派遣先事業所の数

2事業所

③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額 ※小数点以下は四捨五入

49,857円(1日8時間あたりの平均)

④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 ※小数点以下は四捨五入

24,930円(1日8時間あたりの平均)

⑤ マージン率 ※小数点第2位以下は四捨五入

50.0%

マージン率 =
$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※ マージン率に含まれるもの
・当社が負担する健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料・労災保険料等
・派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇等に係る費用
・定期健康診断等の受診費用
・営業・労務管理等、事業運営に係る諸費用
・派遣労働者に係る教育訓練費用
・営業利益

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を
☒ 締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (当社従業員のうち、派遣労働者として業務に従事する者)
当該労使協定の有効期間の終期 (令和 9 年 3 月 31 日)
☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	訓練の名称	時期	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
入職時訓練	入職時基礎	新規	雇入時	OFF-JT	無償	有給
職能別訓練	基礎教育研修	1年目	派遣中、待機中	OJT、OFF-JT	無償	有給
	導入教育研修	1年目				
	業務向上研修	2年目				
	業務維持研修	3, 4年目				
階層別訓練	コミュニケーション力向上研修	2, 3年目	派遣中、待機中	OJT、OFF-JT	無償	有給
	リーダー研修	4年目以降				

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：株式会社エフピーティー本社(担当者：渡部 憲一) 電話番号：0246-85-0500

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

- ・各種社会保険(労災保険、雇用保険、厚生年金、健康保険)
- ・定期健康診断受診
- ・年次有給休暇、特別休暇
- ・役職手当、住宅手当、特別手当、慶弔見舞金、退職金制度、社員寮(単身用)